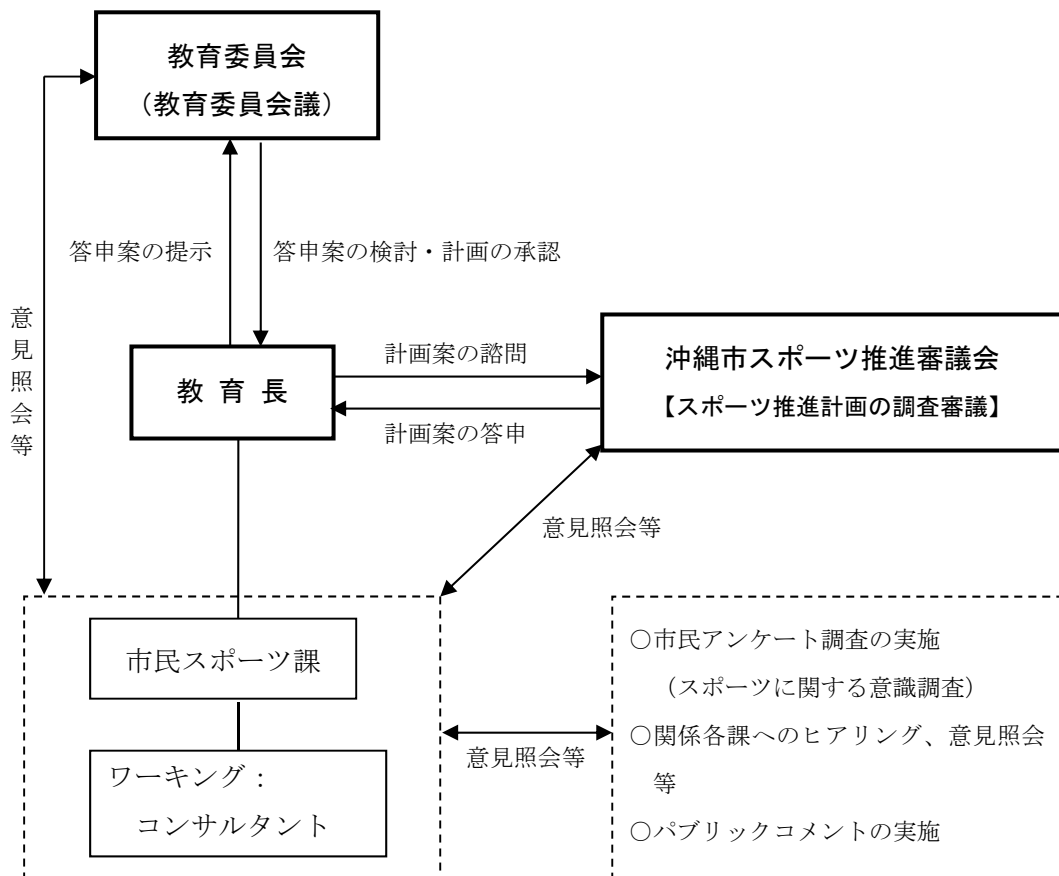


4. 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、沖縄市のスポーツ推進計画を調査審議する機関であるスポーツ推進審議会や教育委員会議への意見照会を行い、計画内容の検討を行った。

※スポーツ推進審議会：意見照会 ⇒ 計画案の諮問 ⇒ 検討 ⇒ 答申
 教育委員会議：意見照会 ⇒ 答申案の提示 ⇒ 検討 ⇒ 承認

また、市民意見の反映及び各種スポーツ関連施策・事業等との整合性を図るため、市民アンケート調査の実施や関係各課へのヒアリング・意見照会等を行うとともに、計画案に対するパブリックコメントを実施した。



沖縄市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：平成25年5月1日～平成27年4月30日

| No. | 氏名 | 所属団体・職種等 | 備考 |
|-----|---------|-----------------------------|-----|
| 1 | 翁 長 良 成 | 沖縄県体育協会副会長 沖縄県バレーボール協会会長 | 会 長 |
| 2 | 嘉 陽 美沙子 | 沖縄県体操協会副会長 | 副会長 |
| 3 | 森 悦 子 | 沖縄市スポーツ推進委員会会長 | |
| 4 | 宮 城 哲 郎 | 総合型地域スポーツクラブ サンビスカス沖縄代表 | |
| 5 | 仲 真 良 彦 | 沖縄市観光協会 | |
| 6 | 比 嘉 康 雄 | 元中学校長 | |
| 7 | 瑞慶覧 武 | 元小学校長 | |
| 8 | 津波古 保 | 沖縄県武術太極拳連盟理事長 | |
| 9 | 島 田 茂 | ちむわぎ歯科院長 | |
| 10 | 大 城 ひろみ | 沖縄市立美東中学校教諭 | |

○沖縄市スポーツ推進審議会に関する条例

(昭和 50 年 6 月 25 日条例第 3 号)

改正 平成 20 年 3 月 26 日条例第 8 号 平成 23 年 12 月 9 日条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定に基づき、沖縄市のスポーツ推進を図るために、沖縄市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置し、委員の定数及び任期その他必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、沖縄市のスポーツ推進に関する基本的計画を定めるために重要事項を調査審議し、答申する。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、10 人とし、次に掲げる者のうちから市長の意見を聴いて教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任を妨げない。

(委員の報酬及び費用弁償)

第 5 条 委員の報酬及び費用弁償は、沖縄市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 49 年沖縄市条例第 25 号)を適用する。

(その他必要な事項)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日条例第 8 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 9 日条例第 14 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第 3 条の規定により、沖縄市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の沖縄市スポーツ推進審議会に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条の規定により、沖縄市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。